参考2

2027年国際園芸博覧会 浜松市屋外出展業務特定業務委託　　　共同企業体協定書

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浜松市発注に係る2027年国際園芸博覧会 浜松市屋外出展業務委託（以下「業務委託」という。）の請負

(2) 前号に附帯する業務

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、2027年国際園芸博覧会 浜松市屋外出展業務特定業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、業務委託の請負契約の履行後○月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当

該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○○○株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、業務委託の業務に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○株式会社 ○○パーセント

○○○○株式会社 ○○パーセント

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の完了に当るものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 当企業体の構成員は、業務委託の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口、預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成員の脱退に対する措置）

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することはできない。

２ 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

３ 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

（業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○株式会社外○○社は、上記のとおり○○○○特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 　　月 　　日

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○　　㊞

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○　　㊞